

個人情報保護法

改正について

個人情報保護法とは

個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律
基本理念を定めるほか、民間事業者の個人情報の取扱いについて規定

個人の
権利・利益の
保護

個人情報の
有用性

個人情報保護法の目的

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

平成 29 年 5 月

一般社団法人 日本アパレル・ファッション産業協会
コンプライアンス委員会 法務小委員会

JAFIC
JAPAN APPAREL-FASHION
INDUSTRY COUNCIL

個人情報保護法の概要

個人情報保護法は、個人の権利利益保護と個人情報の有用性のバランスを図るため、個人情報を取扱う事業者の取得・利用・提供等個人情報に関する一切の行為について遵守すべき義務及び行政の監視・監督権限を定めること等により、個人情報の適正な取り扱いを確保するものである。

定義

- **個人情報の定義**：生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）
- **個人情報取扱事業者**：個人情報データベース等を事業の用に供している者。ただし、以下の者は該当せず。
 - ①国の機関、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関。
 - ②個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去 6 ヶ月以内のいずれの日においても 5000 を超えない者。（※今回改正）

利用目的に関する規律

- **個人情報の利用目的の特定、目的外利用の禁止**
個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできるだけ特定し、原則として、あらかじめ本人同意を得ないで、その目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。
- **適正な取得、取得時の利用目的の通知等**
偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならず、取得時は本人へ速やかに利用目的を通知又は公表しなければならない。また、本人から直接書面で取得する場合は、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。

第三者提供の制限

- **第三者提供の制限**
あらかじめ本人の同意を得ないで本人以外の者にデータを提供してはならない。（ただし、例外規定あり）。
（※委託、事業承継及び共同利用の場合は相手方は第三者に該当しない。）

事故防止のための措置

- **データ内容の正確性の確保**
データは正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。
- **安全管理措置、従業者・委託先の監督**
データの漏えいや滅失を防ぐため、必要かつ適切な技術的・組織的な保護措置を講じなければならない。また安全にデータ管理するため、従業者や委託先へ必要・適切な監督を行わなければならない。

本人の求めに応じる義務

- **利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等**
一定のデータについて、利用目的等を本人の知りうる状態に置き、本人からの求めに応じてデータを開示、内容に誤りのあるときは訂正等、法律上の義務に違反する取扱いについては利用停止等を行わなければならない。

個人情報保護法の改正：背景と課題

初成立・初施行からの環境の変化（2003 年「個人情報の保護に関する法律」成立、2005 年全面施行）

情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

1. グレーゾーンの拡大

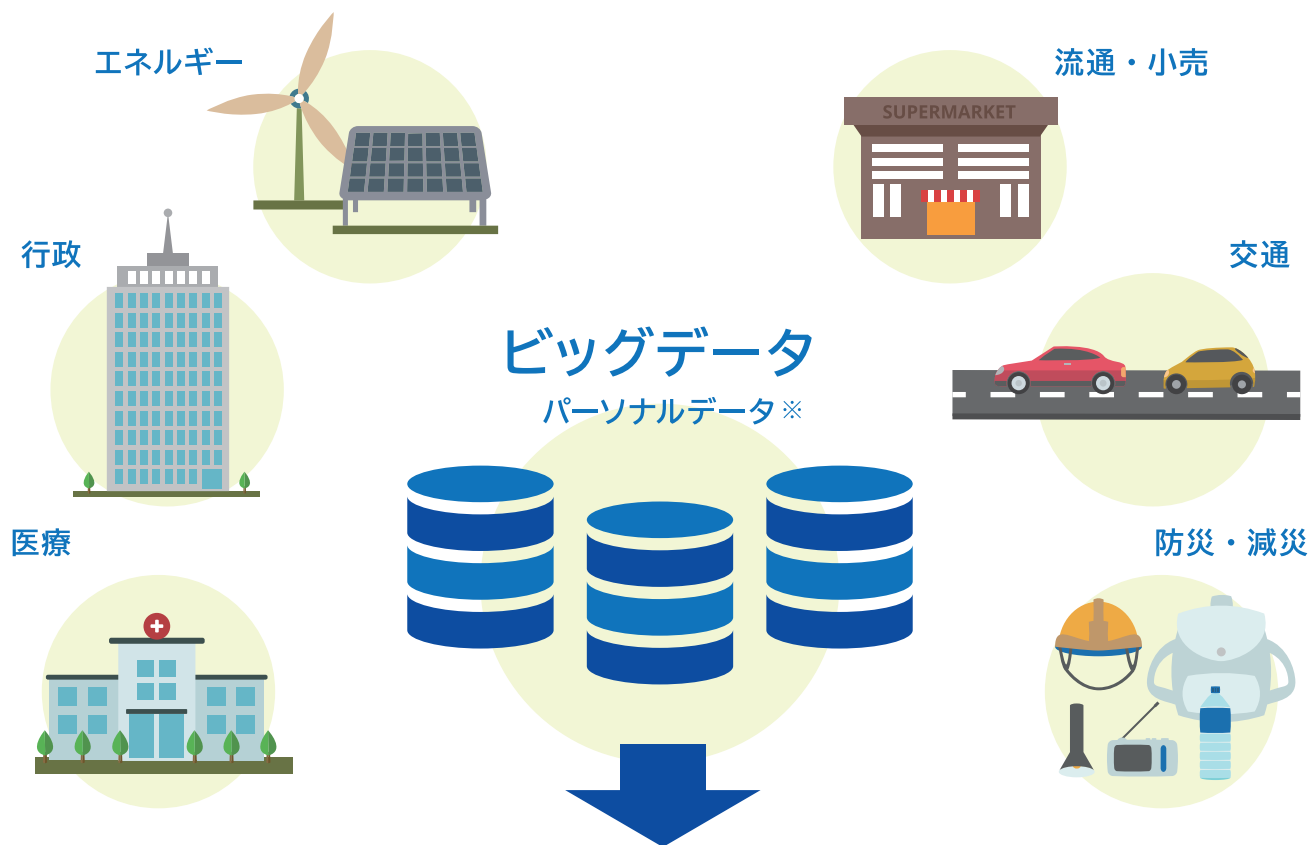
個人情報に該当するかどうかの判断が困難ないわゆる「グレーゾーン」が拡大

2. ビッグデータへの対応

パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境の整備が必要

3. グローバル化

事業活動がグローバル化し国境を越えて多くのデータが流通



プライバシー保護にも配慮したパーソナルデータ利活用のための
データ利用環境整備が喫緊の課題

※「ビッグデータ」のうち、特に利用価値が高いと期待されている、個人の行動・状態等に関するデータ

個人情報保護法の改正の概要

平成 27 年 9 月 改正個人情報保護法が成立、平成 29 年 5 月 30 日施行

改正のポイント

1. 個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。

2. 個人情報の定義の明確化

①利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。

②要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化。

3. 個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設。

4. いわゆる名簿屋対策

①個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。（第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。）

②個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象とする。

5. その他

①取り扱う個人情報の数が 5000 以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。

②オプトアウト手続きの厳格化。

オプトアウトとは？

個人情報取扱事業者が個人データの第三者をする為には予め本人の同意を得ることが原則であり、この本人から「事前の同意」を得ることを「オプトイン」と言う。これに対して、予め本人に対して個人データを第三者提供することについて通知、または認識し得る状態にしておき、本人がこれに反対しない限り、同意したものとみなし、第三者提供を可能にすることを「オプトアウト」と言う。

今回の改正では、このオプトアウトの方法による個人データの第三者提供について厳格化される。その骨子は以下の通り。

- ・「予め本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く措置」を限定し明確化。
- ・要配慮個人情報はオプトアウト手続の適用は不可。
- ・「予め本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」事項（通知等事項）として、「本人の求めを受け付ける方法」の追加。
- ・通知等事項について個人情報保護委員会への事前届け出。

③外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設。

罰 則

事業者のルールへの遵守状況は個人情報保護委員会が監督します。
監督に従わない場合には罰則が適用される可能性があります。

- | | |
|---|--------------------------|
| ・国からの命令に違反した場合 | ⇒ 6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 |
| ・虚偽の報告等をした場合 | ⇒ 30 万円以下の罰金 |
| ・従業員等が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供又は盗用した場合（個人情報データベース等不正提供罪） | ⇒ 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 |

個人情報保護法相談ダイヤル

03-6457-9849

受付時間 土日祝日 年末年始を除く 9:30~17:30

個人情報保護委員会

<https://www.ppc.go.jp>

この件に関する最新の資料が掲載されてます